

平成25年度 第6回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成25年9月24日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成25年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成25年9月24日（火）

●開会時刻 午前10時30分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上10名出席

●欠席委員 1番 久保良作

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英
事務局員 下西修造 垣内 宏樹

●関係者

●議事事項 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時10分 開会*****

事務局（下西修造）

おはようございます。予定の時刻より少し早いですが、平成25年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員10名、欠席委員1名、1番久保委員です。

高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので報告いたします。

それでは、開会にあたり、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長

おはようございます。

先ほど、町長が申しおりましたとおり、富貴、筒香地区でかなりの農地災害、農地被害が出ておる中、農業委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

農業委員の皆さんにも、流れた田どないなるんな、こけた稲どないなるんなとか、いろんな問い合わせなり御相談あると思うんですけども、きょうは、最後のその他の議題で、まだ未完成の部分が多いんですけども、まち見られてとして、今後どのように取り組んでいくかという概要だけになりますけども、皆さんに御説明させていただいて、早いこと、復興に向けて動きたいなと考えておりますので、最後のその他の議題で粗方のアウトラインだけ御報告したいと思います。

本日、農業委員会で提案させていただきました議案でございますが、農地法第31条の規定による許可申請が1件と、報告としまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件、相続でございますので報告だけになります。

議案第9号、本日の第1号議案でございますが、事務局から御説明申し上げますので、慎重審議、御審議いただきたいと思います。

その他につきまして、先ほど言いました台風18号による被害状況の内容と今後の取り組み、それから、11月の農業委員会の先進地視察につきまして、実施計画につきまして簡単に本日御説明申し上げたいと思いますのでよろしく願います。約1時間ぐらいの、会議を予定していますので、よろしく願いたいと思います。

事務局（下西修造）

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は、2番上田委員・3番下名迫委員に願います。

井阪（征）議長

では、平成25年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
まず、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局（下西修造）

議案第9号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定」について、別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の許可を求めら

平成25年9月24日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。

資料ですが、次のページになります。

農地の所在、高野町大字細川字〇〇〇〇番〇で、場所は別添の図面をごらんください。

2枚目に次のページがございます。

登記簿地目は田、現況地目は休耕地、畑として保全管理済みでございます。

農振区分は農振地域外です。

面積は796㎡。

権利設定は、売買による所有権移転でございます。

譲渡人の住所氏名 高野町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏。

譲受人の住所氏名 高野町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏。

経営面積は明記のとおり、田・畑合わせて、6,575.91㎡です。

現地調査につきましては、8月30日に事務局と井手上委員と実施しました。

委員より後ほど御報告があります。

今回の〇〇〇さんは、別紙の調査書のとおりでございます。

1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用ありません。

4号の農作業常時要件については、本人及び世帯員が年間150日行うため該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10aの設定で、今回の取得面積あわせて73.72aのため該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後、路地野菜栽培を行うため該当しません。

以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えていますので、御審議願います。

井阪（征）議長

事務局から説明がありましたとりですが、担当農業委員の現地報告等お願い致します。

井手上委員 9番井手上です。

番号1につきまして、平成25年8月30日に事務局職員とともに現地調査を行いました。

申請地においては、譲受人の自宅の隣に位置しています。今回の譲渡人は、高齢により保安全管理を行うのが困難となっており、今回、譲受人との間で売買が成立したため、この申請に至っております。

なお、取得後、譲受人においては、野菜の作付を予定していることから、周辺の農地には影響ないと考えています。

以上のことから、現地において、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しています。

以上、現地の報告でございます。

井阪（征）議長

はい、どうもありがとうございます。

ただいま、事務局及び担当農業委員より現地報告等がありましたが、委員の皆様方、何かご意見ございませんか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御意見なければ、異議がないようですので、議案第9号を可決といたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、報告第5号、「農地法第3条の第1項の規定による届出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（下西修造）

報告第5号、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、農地法第3条の第1項の規定について、農林水産省で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告します。

平成25年9月26日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。

この案件でございますが、以前より報告案件として同様の扱いで報告を行っております農地の相続による権利移動の届出でございます。

事務局において既に受理をし、農地法に基づく受理通知書の交付を行っております。

案件の場所につきましては、細川〇〇〇〇〇〇番〇、地目登記簿 田、現

況についても田となっております。

面積としましては1,087㎡です。

2番の物件としても、同じく細川〇〇〇〇〇番、地目登記簿 畑、現況についても畑となっております。面積については419㎡。

3番目の細川〇〇〇〇〇番の〇、地目登記簿は畑、現況は山林です。面積については231㎡です。

4番目は、細川〇〇〇〇〇番〇、地目登記簿、畑、現況は山林です。面積については261㎡です。

今回、相続において権利と相続された方について和歌山県伊都郡高野町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏でございます。

取得年月日については平成25年7月22日、相続登記の完了を行っております。

申請書においてこの四筆の農地について、農業委員会において土地の斡旋については希望しないというふうに届出がありました。

以上で、報告を終わります。

井阪（征）議長

ただいま、事務局から説明がありました。ご意見、質問等ございませんか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議がなければ、報告第5号については以上とします。

以上、予定していました議案審議は終了いたします。

その他について、事務局及びご意見、何かありませんか。

事務局（下西修造）

事務局より、前回定例会におきましてのお話がありました。

資料を皆様にお配りしておりますが、平成25年度高野町農業委員会先進地視察研修実施計画（案）ということで、皆様のお手元にお配りしております。

日時につきましては平成25年11月15日から16日、場所 長野県高森町で、高森まると収穫祭です。参加者、農業委員会と事務局となっております。

研修目的としまして、他県の農業委員会事業を視察、調査することにより、農業に対する知識を広めるとともに、農業委員会に対する諸問題の解決のための資料及び情報本町農業委員会の振興に資するという、目的を掲げております。

研修内容としまして、高森町の農業委員会の意見交換、そして、農業関係施設の視察、そして高森町の農園、見学・体験ということで、認定農業者の経営農園を予定しております。

そして翌日、高森のまると収穫祭を見学していただくというふうなでござ

います。

あと、高森町の農業委員会と意見交換の場では、質問事項としまして、遊休
荒廃農地解消対策についての事例、仕組み等、あと、農地・集積にかかる推
進についての取り組み、3番目に、女性農業委員のかかわり方、そういったこ
とを学びたいと思っております。

以上が日程表でございます。

参加委員につきましては、今回、全員参加ということで、今現在、予定して
おります。

以上です。

事務局長

今、係長から御報告させていただいたんですけども、私もこの高森まつりの
収穫祭、過去2回行って来たんですけども、かなり大規模な、役場の庁舎の横
に中学校が、小学校があってということで、グラウンドもかたまっておりまして、
そこでテントが約150ぐらいのいろんなテントがずらっと出て、その中で
いろいろ高森町の収穫祭ということで、・・・であるとか、また、いろんな団体
の方が農機具の展示販売会とか、いろんなことをされておりますので、かなり
意義のある研修になるかなと思っております。

往き道中バスで6時間ぐらいかかるかなと思うんですけど、ちょっと役場
のマイクロバスでしたら、長距離で・・・ますので、グリーンナンバーのバス
を使いまして、皆さんと視察に行きたいと考えております。

それで、やはりリンゴ園がああ辺の名物ですので、リンゴ園を見学したりと
か、また体験という形で、町が経営していますリンゴ園もありますので、そこ
でリンゴ狩りしていただいたりということで、そこでテントはったりとか、サル
が多いというような話の中で、皆さんも何かの施設、いろんな参考になるとこ
いっぱいあるん違うかなと思っております。

それで、一応、全員参加ということですけど、日程が近づいてきましたら、
また皆さんにいろんな御家庭で事情がもしできてきましたらまた、事前にお声
がけいただいて・・・思います。2泊ぐらいで行ったらゆっくりできるんかな
と思ったんですけども、皆さん、御家庭でもいろいろ忙しいと思いますので、
今回1泊2日という形になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

それでは、先日の台風18号による被害状況ということで、まだ、うちのほ
うも結論についてはいろいろ慌ててしとるんですけども、県の補助金の関係で
あるとかいろんな問題もございます。

それと、全然形がない農地もあるということで、・・・係長と16日の日に現
地には行けないという状況だったんですけども、高野山からがれきを取り除き
ながら、筒香越えて富貴まで、16日の夕方にたどり着いたという中で、筒香
の状況をいろいろ見ていただく中で、本当に我々も経験したことがないような
被害の中で、「皆、今後これ、復興どうしようよ。」ということで、16日か
ら頭抱えながら行ったんですけど、被害に遭われた農家の方、本当に心情を

お察ししますと、この復興をどのようにされるんかなっていう中で、やはり、今回、町なり県のほうで、・・・力を注いでいかなんということも十分自覚しております。

それで、うちのまち未来課のほうでは、農地、それと山林という担当、建設課においては道路という・・・の中で、いかせていただく中で、高野町の中で富貴・筒香以外にもケイハツが崩れた場所とか全て調査してきておりますし、先週1週間も他の課の職員につきましては、富貴・筒香のほうに入らせていただいたんですけども、うちの課については、農地、山林については集中的にやれという町長からの指示がございまして、きょうも担当職員2人、現地に派遣しておるんですけども、そのような中でどのような形で進めていきたいということと、大ざっぱですけども、被害状況の土砂流出と崩壊等について若干御説明させていただきたいと思えます。

事務局（下西修造）

ただいま、事務局長より御説明ありました・・・今回、台風18号によっていろんな被害をもたらしたわけなんですけども、被害に遭われました農家さんにつきましては、・・・ないわけがございんですけども、そしてまた、委員さんも農地の被害に遭われた方も報告されています。

また、御近所の農家さんからも御相談を受けておるものと思われまして、対応につきまして少しお話させていただくわけなんですけども、農地は個人の財産でもありますが、今回、大きな被害があったということで、本町につきまして、今回の農地復旧の採択要件ということで、1番目に、現在調査に入っているわけなんですけども、工事費が40万円未満であったりとか、経済効果が小さいものであったりとか、そういうものについては対象にならないということで、現在、調査に入っていますので、後、報告が上がってくるわけなんですけども、事例といたしまして、高さ、ケイハツとか、農地の災害でありましたら現状復旧ということになりますので、あぜとか決壊しましたら、高さ2メートルとか、現状で4メートルのブロック積みというのは対象にはちょっと厳しいということになってございます。

そういうことで、現在、現場に入って調査を行っていますので、そういったことがありましたら、そういうふうなことでお話させていただきたいと思えます。

事務局長

今、係長、御説明させていただいたとおりでございます。面積についても・・・上筒香、中筒香で約2.7haの被害という状況をつかんでおります。それで流れとしまして、護岸もなくなっている中で、航空写真、うちの頼りで現状復旧進めていくということで進めておるんですけども、きょうからコンサル担当が入りまして、現地のほう調査して、それで細かいケイハツとか、まだ地籍調査も済んでおりませんので、ケイハツについても調整しながらということになるんですけども、今の状況の中で、航空写真が1枚で被害額の申請を進

めておるという中で、間もなく現地のほうでも測量に入るといのでしております。

約59件の被害ということをつかんでおります。

それが今、山林のほうについても、マヤマ、また、林道の杵ヤ線であるとかいろんところで被害状況出てますし、まだまだこの後、どのような状況になるかということと、県の補助金使うにしても、とりあえず、激甚災の災害指定をうちはいただきたいということですが、向こうの国からの発表になりますので、まだ先のことになるんですけども、できるだけ負担を減らせるような状態で、高野町の農地が狭まらないように、何とか復興してほしいなという気持ちもありますけども、どこまでお金つぎ込んで復興できるかという、農家さんの考え方もいろいろあると思いますので、近々被害に遭われた方、また、土砂流出された方、決壊されたところの所有者の皆さんに、一度、早急に会いに行きたいなということ考えております。

その中で、どのような形が一番、費用もかからず復興できるかという、いろいろ事務のほうで、県内区域とも調整しながら、できるだけ50%が60になって70になってというような形で、補助金も率も・・・上げる工夫もなかなということ、今、係長もいろいろなことを調べてるんですけども、職員2名がきょう朝7時から現場へ入ってということ、個人の財産というやっぱりこの大きい山が崩れて、道が崩れてという・・・農地、田畑というのは個人のもちろん財産でございますので、その辺はきっちりといい形でおさめたいなということ、農業委員さんにもいろいろ御相談されたりすると思うんですけども、町としても何とか復元したいなという気持ちは十分ございますし、個人負担もできるだけ、個人負担ゼロというわけにはいかないんですけども、できるだけ個人負担も少なくして、もとの状態になればいいかなと思っております。

その辺のこと、ほんまにうちの課にも技術屋っていう技術専門の職員というのがいてないんで、事務屋の係長はじめ事務屋の職員が技術職のような感じで、いろいろ農地法を勉強したりとか、遅いといえばそうか分からんけども、現場の対応ということで、その辺、農業委員さん、・・・農地のプロですんで、またいろいろ、・・・さんにも御意見伺ったり、御指導してもらわなと思うんですけども、そんなんで、我々も精いっぱい、今、農地法の災害について取り組んでいますので、またいろいろ御相談されたら、とりあえず元気になってもらわなということ、僕も、この間また、3回目、筒香行って、どこのおばあちゃんやったんか、ナズビがまだできとんでという、杭立てて、また、・・・悲しいよって杭立てて・・・たんけども、ああいう姿見せていただいたら、本当に何とかちょっとでも力になりたいなということ、係長と一生懸命取り組んでますので、今回、どうもならなかったという被害ですけども、何とか支援策は精いっぱい考えたいなと思っておりますので、その辺、農業委員さんについても、その被害についてバックアップして後押ししてほしいなと思います。

当然ここにおられる農業委員さんも被害に遭われた方、・・・で把握してま
すので、このままであれば、高野町の農業ってどないなるんかなって、やっ
ぱり富貴・筒香っていうのは高野町の一大農地ですので、高野町の農業振興
ということを考えていけば、やはりここできょうも頑張っていかなんとき
きとるん違うかなということ、町長も現場へこの間から再三、・・・組んで、
植樹作業と一緒にしながら進めてますんで、その辺、また、委員の皆さんに
いろいろ・・・と思いますので、お願いしておきます。

ということで、18号について、また、僕も加伊君も現場に行きますので、
また行ったときに農業委員さんのところに寄らせていただくとと思いますので、
また、そのときはいろいろと御指導いただきたいと思います。

テシキもほとんど流れたっていうような状態出てきてますので、その辺の
補助金の関係とか、単独でできるんであれば町単独でもまたやっていかなと
思いますし、人的な被害がなかったというのが一番幸いと思うんですけど、
それでも1件、裏山がどうにもならないという状態で、1件、この間も・・・
話してたんですけども、土とったらまた来るし、かというて置いておくわけ
にもいかんしということで、ブルーシートを着せて、若干でも雨を防げたら
ということですけども、そういうおうちも何軒か富貴にもございますし、と
りあえず、ずっと僕なりに係長と一緒にずっと・・・全部回ってくる中で、・・・
が災害に遭う寸前のおうちもございますので、今、通常業務を休憩して、災
害に・・・取り組んでおるといような状況ですので、また、いろいろ・・・
お願いしておきます。

以上、簡単ですけど御報告させていただきます。

また、それで、農業委員さんに、こんな場合どないなるんやとか、そんな
んどうよとか、いろいろ御相談されると思うんですけども、もし御相談され
ましたら、私でも結構ですし、沓西なりキヨのカト君にまたいろいろ御相談し
ていただいたら、答えられる範囲で何らかの御回答をさせていただきますの
で、また、そういう農家さんで困ってる方おられましたら、また、御相談い
ただきたいと思います。

以上でございます。

井阪（征）議長

他に御意見、御質問等ございませんか。

井阪（晴）委員

5番井阪です。

山崩れたりしたら、やっぱり役場のほうへ一応届出しといたほうがよろし
いですね。

事務局（下西修造）

はい。治山事業でもしできるんであれば、当然、治山事業でやっていただ

いたら、それだけ費用もあれですけども、ただ、山林であるんか農地であるんかとか、これは農地災害で拾えるんかとか、県の細かい規定があって、うちとしては全て拾うてほしいよということで県とも話したんですけども、高野町だけと違うというように、紀南から始まって全般的にわたっておる中で、一昨年の紀南の水害が大体基準的にされておるような、県で・・・いただいておりますので、優先順位つけて大きいところから順番にされておるといことと、農地として見なすんか、山林として見なすんかというそこらあたりで、・・・農地課になるんか林部課になるんかとか、いろんな振り分けになってきますんで、うち、山と田畑の担当持っていますんで、その辺、また調整しながらいかせていただきますので、採択されるされないと別にして、もしあれば、カト君、頑張ってくださいんで、カト君に言うて・・・皆さんにいろいろ御指導・・・図面も書いてもらわなと思います。

井阪（征）議長

他に特にないようですので、これをもって農業委員会を閉会します。
長時間ありがとうございました。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月1日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____